

令和 2 年

第 2 回 2 月 定例 教育 委員会 議事 録

令和 2 年 2 月 18 日

大野 城市 教育 委員会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 令和2年2月18日
○開会時間 午前10時00分
○閉会時間 午前11時00分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 委員会室3
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
令和2年第1回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
今回議事録の署名委員 安部 一枝 委員
 - (2) 議事（全て可決）
第4号 令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
第5号 令和2年度健康管理医の選任について
第6号 令和2年度産業医の選任について
第7号 大野城市指定有形文化財の指定について
 - (3) 教育長報告
 - (4) 報告
①教員の働き方改革について
 - (5) その他
①教育長の業務報告（1月～2月分）
②教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）
③新型コロナウイルスの対応について
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 安部 一枝 高木 和敏 梶原 千春
松本 民仁 高野 英機
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
ス ポ ー ツ 課 長 神崎 康則
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育政策課担当 藤岡 良栄
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策・支援担当 藤岡 良栄

午前10時00分 開会

○吉富教育長

委員の皆様におかれましてはお健やかにお暮しでしょうか。新型コロナウイルス感染症については、湖北省や武漢、浙江省への渡航歴がなくても、いわゆるインフルエンザと同じで、市中感染ということになりますと今後どのような形で子どもの欠席を捉えていけばいいのか、学校のこれからの対応も大変難しくなるなど感じております。相談センターや医療機関等への相談・受診の目安も今日の朝刊で正式に発表ありました。37度5分以上の熱が4日以上続いた場合とありましたが、37度5分の熱が出て4日以上我慢してからということはずあり得ませんし、その前に医療機関にかかります。医療機関側からしても、来るべきではありませんよということもまずないはずですので、どうしようかなと思っているところでございます。また、緊急なお知らせすべき事項等がありましたら、事前にお知らせしながら、子どもの健康管理に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより令和2年2月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申し出はあっておりません。

[会議録承認]

それでは、議事録の承認に入ります。

前回の1月教育委員会にて高木委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、安部委員さんに次回の教育委員会においてご署名をお願いいたします。

○安部委員

はい、承知しました。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

〔第4号議案 令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について〕

○吉富教育長

第4号議案、令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について説明をお願いいたします。

橋元教育政策課長、お願い致します。

○橋元教育政策課長

それでは、令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをごらんください。理由のところに書いてありますとおり、学校保健安全法第23条の規定に基づき、小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものでございます。

2 ページ、3 ページをごらんください。こちらに各小学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方のお名前が入っております。

続きまして、4 ページをごらんください。こちらにも各中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師のお名前が入っております。

なお、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の主な業務につきましては、毎年度実施しております各健康診断の部分について業務をしていただくということになっております。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。何かご確認、ご質問がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第4号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第4号議案は承認すべきものと決めます。

〔第5号議案 令和2年度健康管理医の選任について〕

〔第6号議案 令和2年度産業医の選任について〕

○吉富教育長

次の第5号議案および第6号議案は関連しておりますので、一括して説明を求めます。

第5号議案、令和2年度健康管理医の選任について、そして、第6号議案、令和2年度産業医の選任について、説明をお願いいたします。

橋元教育政策課長、お願い致します。

○橋元教育政策課長

それでは、あわせてご説明をさせていただきます。

初めに、第5号議案、令和2年度健康管理医の選任についてご説明いたします。5ページをごらんください。

理由といたしましては、大野城市立学校健康管理医設置要綱第3条の規定に基づき、小中学校における健康管理医を選任するものということになっております。

めくっていただいて、6ページをお願いいたします。こちらに全小学校および平野中学校を除く全中学校に対して原文昭先生を選任したいということで考えております。

健康管理医の業務につきましては、先ほどの児童・生徒の健康診断の内容のチェック、それとあわせて各学校に配置しております教職員の健康診断関連、あと、今話題になっておりますがコロナウイルス等の疫病が発生したときの市の判断について指導・助言等を、おこなっていただくということになっております。

続きまして、第6号議案を説明させていただきます。7ページをごらんください。令和2年度産業医の選任について提案をさせていただきます。

理由としましては、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、中学校における産業医を選任するものでございます。

8ページをごらんください。平野中学校に松隈義則先生を選任させていただきます。こちらにつきましては先ほどと異なりまして、労働安全衛生法第13条の規定に基づき選任するということになっております。

なお、労働安全衛生法につきましては、学校に限らず、従業員が50名以上いる事業所に対して配置をする必要があるということになっておりまして、平野中学校が大野城市立の小中学校の中でただ1校50名以上教職員の方がおられますので、設置を行うものでございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

第5号議案、第6号議案について説明が終わりました。ご質問がございましたら、どうぞ。よろしいですかね。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第5号議案および第6号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第5号議案、第6号議案は承認すべきものと決めます。

〔第7号議案 大野城市指定有形文化財の指定について〕

○吉富教育長

次に、第7号議案、大野城市指定有形文化財の指定について、説明をお願いいたします。

石木課長、お願いいたします。

○石木ふるさと文化財課長

では、第7号議案、9ページをごらんください。

大野城市指定有形文化財の指定ということで、10ページ以下の議案を提出させていただきます。

理由といたしましては、大野城市文化財保護条例第4条の規定に基づき、大野城市指定有形文化財の指定を行うものでございます。

10ページをごらんください。こちらは、上大利老松神社にございます門の礎石でございます。所在地は、大野城市上大利3丁目176番1にあります上大利老松神社でございます。

11ページに、大野城市文化財保護審議会の指定申請書を添付させていただいております。こちらにも書いてございますが、大野城市上大利老松神社門礎、所在地は大野城市上大利3丁目176番1の指定申請書となっております。

こちらの文化財につきまして、指定の調査成果表というものを13ページにつけさせていただいております。内容といたしましては、掘立柱形の門礎、礎石でございます。大野城跡、水城跡における最古式の門礎と同時代のものと考えられております。

お手元の16ページに、門の礎石の写真と図面を添付いたしております。これは老松神社の中に二つ並んでおります石のうち、「門礎写真」と書きました手前側の石、こちらのほうが古代の城門礎石と確認したところでございます。時代は飛鳥時代、年代は水城、大野城築造時に限りなく近いものと考えております。

こういったものが大野城市内に見つかることはこれまでなかったことでございまして、こうしたことから市の指定有形文化財として指定をさせていただいて、後世に伝えていこうと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは採決に入ります。

第7号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第7号議案は承認すべきものと決めます。

3番の議案につきましては終わりました。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

次に進みます。教育長報告となります。

2月の管内教育長会がございましたので、それについての報告です。この綴じてあります順序どおりに説明を加えてまいります。

最初に出てきますデータについては、毎年、学力調査についての結果をお示ししておりますが、その学力・学習状況調査結果で大切なのは子どもの心の育成につながることであるという立場から、生活習慣とか、例えば心根とかといったことと関係しているのかどうか。逆に言うと、こういった心の育成もきちんとすることで、学力・学習状況調査もよい結果を残していくのではないかという基本的なテーマから、こういう調査結果をずっととっているところでございます。

友達と信頼し合い、仲よく、協力し合っている、こういう人間関係で最も基本となるような9番の項目ですね。ところが、学力の結果とは全く関係ないところにあるようなことには教育というのはあまりにも無力でございますので、やはり心を見つめ、自分のよさを伸ばしながら、人と励まし合いながら努力していくというような一連の生き方の中で、学力も上がっていくというような構想を描いています。ですので、学

力・学習状況調査の結果の学力部分とあわせて、こうした心の部分もしっかり調査をしていってますということでございます。

これは累積いたしましたら、また別な形でお示しすることになるかと思えます。そのような調査をしているということで捉えていただければと思っています。

次に進ませていただきます。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果でございます。たくさんのデータがあります。

4ページの大きな3番、調査事項の中に書いてありますが、小中学校で8種目を行っています。その結果をここに載せています。

5ページの折れ線グラフを見ていただけるとわかりますが、平成30年度までは、毎年毎年右肩上がり、よい成績を示していましたが、令和元年度になりましたら、共通して少し低下しているというデータが出ております。

6ページにおきましては、今の傾向につきまして小学校と中学校のいずれも、小学5年から中学2年になると下降しているというような、今の結果を裏づけるものが出ています。

それから7ページでございますが、管内の状況についてです。管内と申しますと、筑紫と粕屋と宗像と糸島の4地区で構成されている地区を言っておりますけれども、上の二つが小学校、下の二つが中学校に関してです。筑紫地区は、小学校も中学校も管内の中ではおしなべて能力は高いほうにはいますが、小学校については糸島と肩を並べています。中学校になりますと、男子も女子もぐんと伸びてまいります。

何らかの伸びる原因があるものと思われませんが、これは21ページに目を移してください。21ページの大きな7番、まとめの(2)のところの下の丸、学校質問紙調査の結果から、中学校においては小学校よりも「目標を児童生徒に示す活動」「役割を果たす活動」「ICTの活用」について「いつも取り入れている」「活用している」と回答した割合が全国平均値を上回っています。こういう体育科の学習指導に対する子どもたちの意欲とか貢献度、好き嫌いの度合いを高める工夫は、中学校のほうがより効果的になされている結果ではなかろうかと、大きくは解釈しているところでございます。

しかし、21ページの総括の一番上のまとめでございますが、平成26年度から体力合計点の推移を見ると、小中学校男女とも平成30年度の結果が最も高く、本年度は下降したということを書いてあります。今指摘いたしましたような体育科の授業そのもの

について、その中で体を動かすこと、あるいは体育科の授業の中で人と協力していくこと、自分の体力が上がることに努力をすること等について、意欲的になるような体育科の学習指導の手立ての工夫をする必要があるということで、授業の改善に結びつくように結果を結びつけていきたいと考えているところでございます。この方向で現場の中学校、あるいは小学校にも指導してまいる必要があるだろうと思っております。

次に進ませていただきます。A 3 判の横の資料 2 をごらんください。これは令和 2 年度の福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会委員等の一覧でございます。

なお、令和 2 年度の会長は宗像市から、それから副会長に志免町から出ていただいて、全体の教科書採択にかかわる業務の音頭をとっていただきたいということでお願いをしているところでございます。

それから、下の調査研究部が基本的な第 1 次調査・研究をいたします。教科用図書をつくります図書の会社から出されてくる、いわゆる教科用図書について、比較、調査・研究に当たるのが下の部分です。下は全員、教員でございます。

一番左側の国語のところを見てください。国語（書写）部と書いてあります。そこに部長、副部長とありますが、左側が校長、右側が教頭でございます。そして、下の教諭でございます。どの教科につきましても必ず四つの枠があります。この四つといますのは、管内が 4 地区で構成されて、どこかの地区の人に偏らないように、どの地区も公平な研究がなされるようにという配慮をする必要があるということでしてるところでございます。それぞれの教科に精通して研究されてきた方が、ここに名前が挙がってくることとなります。

本市から選出されている先生の中には、本年度福岡県の中学校国語科研究協議会が糸島市で前回開催されましたとき、生徒 1 クラスを連れていき、教室を借りて授業を公開なさった先生もいらっしゃいます。このようにそれぞれの教科でのオーソリティーをこの調査・研究に当てて、4 地区のそれぞれ採択地区、大野城市で言いますと筑紫地区のほうに、この方たちの研究した素案が出てまいります。

そして、次の 23 ページをごらんください。今、見ていただきましたものが右側の流れになります。そして、左側が地区別の採択協議会ということになります。私たち地区別採択協議会は、こういう親会に、勉強してきてください、といったことを諮問します。それが、6 月 22 日の調査研究協議会から G 会議という左側に戻ってまいります。それをもとに、またそれぞれの地区がそれぞれの地区のこれまでの研究の経緯を踏まえながら、地区に合う教科書を採択していくという流れになっています。

今年の8月31日には、広報等で採択されました教科書等について広報を行っていく予定になっています。

次に進ませていただきます。24ページです。福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例でございます。

私どもにつきましては、県民も当然でございますが、大野城市に住まう子どもたちを何よりも守るということで捉えなければいけません。35ページに移ってください。ここに県の条例が示されておりますが、縮めて申しますと35ページの第11条の1項、第2項等を読んでいただくとその趣旨がわかります。

「第11条、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする」。このように、努めるものとしなさいということで、各学校にこの教育を行うように指示しています。

2項では、「前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う」とあります。ちゃんとしなければだめですよという規定を条例で示しているものでございます。

そこで、33ページ、前のページに少しお戻りください。中ほどの(2)に、そのような条例に基づいて、効果ある条例としていくための行程が書いてあります。高校生、中学生、小学校高学年、特別支援学校生徒についての行程ですが、令和2年度は全部の学校ではなくて、先行実施をしていきながら、その実施方法についてよりよく研ぎ澄ませていきながら、令和4年度に全校実施を行っていくということでございます。そのようなものがこれから先に行われていく、大野城市立小中学校でもこれを行っていきますということでございます。

そして、34ページに進めていただくと、先行実施につきましては福岡教育事務所管内は、まずは中学校5校、小学校5・6年生の高学年につきましては8校ということで、これからその先行実施の学校を決定していくこととなります。大規模校、中規模校、小規模校等の学校の大きさを考慮に入れながら進めていくということでございます。

おそらく教育事務所は4地区ありますので、それぞれの筑紫、宗像、糸島、粕屋のところから1校ずつとして、あと例えば平野中のような、飛び跳ねたマンモス校に1校というような形で来るのじゃなかろうかと思いますが、そのような形で進むものと思います。福岡県は性犯罪が大変多いところでもございますので、ぜひ教育という立場からこういったものを根絶していく取り組みをしていきたいと思っております。

ただ、このような提案がなされたときに、県には「大野城市では、要保護児童対策地域協議会がしっかりしていて、こういった性に関することは、魂の殺人だということで、要保護児童対策地域協議会がしっかりと音頭をとって、中心となって学校教育も踏まえてやっていっています」と申し上げました。そういったところとの各自治体との組織の関連はどのように図ってありますかという、返事が来ませんでした。ですから、組織的にまだ整えてないような感じがいたします。県のほうからそれぞれの要保護児童対策地域協議会等に連絡が行って、要保護児童対策地域協議会からこういったお話が来るのが一番整います。本市の要保護児童対策地域協議会は私たちがしっかりしているんですよという意識がありますし、足並みが揃わないようなことがあってはいけません。それぞれの地域で要保護児童対策地域協議会を設定することは義務化されておりますので、県には、そういったことについて注文をつけているところがございます。

それから、48ページの資料5をお開きくださいませ。

今、報告を申し上げております資料が出てまいる元が管内教育長会でございます。このような日程で来年度は行われます。どうぞよろしく願いいたします。人事が多くなりますと教育委員の皆様にお知らせすることが少なくなりますので、お知らせすることがありませんという形になることも多いかと思っております。

それから、後の資料は、社会教育主事がそれぞれの地域に行ってお手伝いをしていますよという資料でございます。51ページや52ページにありますように、大野城市も福岡県が派遣します社会教育主事の派遣制度を利用して、いろいろな外部の先生を入れながら教育活動と研修活動に従事させているということでお捉えいただければと思います。

説明を終わらせていただきます。

また、運動能力のところでもありましたけれども、筑紫地区は非常に部活動が盛んでございます。働き方而言えば一番いっぱい働いているところであるかもわかりませんが、部活動を一生懸命にやっている、それから社会体育が非常に密度が濃いという

ことと、学校の落ちつきというのは無縁ではございません。ですから、大野城市はもとより、筑紫地区の小中学校の連携等、中学校の先生方は大変ではありますが、部活動は、文化部、体育部に限らず本当に一生懸命にやっただいてに感謝したいと思います。何かご質問がありましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

[報 告]

○吉富教育長

次に進みます。報告です。

(1) 教員の働き方改革について説明をお願いいたします。

梶室長、お願いいたします。

○梶指導室長

それでは、本日お配りしました学校における電話対応についての資料をごらんください。この資料は、最初の4枚が学校における電話対応についてです。この後ご説明いたします。その後ろについております大野城市部活動指導の方針、今教育長がちよっと触れられました、中学校における部活動指導の方針についての資料でございます。この2点についてご説明をいたします。

これは学校における働き方改革として取り組むものであります。学校における働き方改革は、あくまでも教育の質の向上を目指すものです。教師の働き方を、仕組みと意識の両面から見直したいと考えているところです。今回ご説明する学校における夜間の電話対応と部活動指導の方針は、教員が学習指導の準備に充てる時間を十分に確保するため、主に仕組みの面からの改革として考えています。

資料の、まず1枚目をごらんください。学校における電話対応は、学校における電話を、時間を区切って外部からの電話をとらないようにするものです。あわせて、学校では子どもに対して連絡をしたいことも多々あるのですが、学校からの連絡もできるだけ定めた時間内でおさめるように努力を求めてまいります。これは先生たちの意識の改革を図りたいという意図もございます。

ただし、児童・生徒の命にかかわるような緊急の必要性がある場合には、市役所の代表電話で連絡を受け、教育指導室の担当者が引き継いで関係者への連絡、対応する体制を整えてまいります。

2枚目、3枚目、4枚目は、学校の働き方改革がなぜ必要なのか、どういうことをねらっているのかということの説明する資料です。1枚目の大野城市教育委員会の名前が入っている資料の裏面にそれぞれを入れながら3回配布することで、保護者の方を通じた市民の皆さんへの周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、5枚目から先を説明させていただきます。

部活動指導の方針とは、平日や休日の部活動それぞれに休養日の設定や活動時間のルールを決めて過剰な指導にならぬようにするものでございます。これによって、生徒の健康管理や安全管理を徹底することが本来のねらいです。結果的に、授業準備や先生方のプライベートの時間を部活動指導の時間に充てている教員の現状を改善するものです。この方針につきましては、福岡県から示されたものをもととして作成しており、筑紫地区内5市ではほぼ足並みをそろえているところです。

以上、ご説明した電話対応および部活動指導につきましては、令和2年4月から行い、この1年間を試行として考えております。令和2年度末に実態把握に基づく見直しを行い、検証および改善を行いまして、令和3年度から本格的に実施したいと考えております。

説明は以上です。

○吉富教育長

最後に梶室長が触れましたが、これは決めましたからもうこれ以上はさわりませんよということではなくて、一番大切なのは現場、実践の場の声だろうと思っています。ですから、これは一斉試行という形で捉えていただき、絶えず現場の教職員、子どもたちの声を見直す視点として吸い上げ、改善を行っていくという形で、一斉にしたいと思っています。

何かお気づきの点ありましたら委員の皆様方からどうぞよろしく願います。

ちなみに、先行実施している市町の、例えば放課後の電話の対応等について、何か事例を示すことはありますか。

○梶指導室長

幾つかの市町が同様の取り組みをしておりますが、福津市には自分が出向いて直接お話を伺ってまいりました。福津市においては特に混乱なく取り組みができているとのことでした。ただ、福津市におきましては、応答メッセージが流れることが主になりますけれども、留守番電話のハードウェアの整備をした上での取り組みとなっております。

それから、古賀市も同様に行っておりますが、古賀市は本市の設定よりももっと早い時間で切っております。古賀市も特に混乱はあっていないということをお伺いしました。以上です。

○吉富教育長

わかりました。ありがとうございました。だからといって、ご心配な保護者の方がいなくなると思えませんので、実情に応じながら見ていきたいと思えます。

[その他]

- (1) 教育長の業務報告（1月～2月分）
- (2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）
- (3) 新型コロナウイルスの対応について

○吉富教育長

以上をもちまして2月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時00分 閉会